

## 福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）（以下「緊急資金」という。）の貸付けを受けた中小企業者の利子の軽減を図るため、福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および産業労働部経営改革課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、令和6年2月27日から令和6年8月30日までの間に緊急資金の貸付けを受けた者とする。

### (補助期間)

第3条 補助金を交付する期間は、受給資格者が融資を受けた日から起算して5年間とする。

### (交付対象経費)

第4条 補助対象の額は、緊急資金の貸付け時に取扱金融機関が作成した返済予定表の利子額のうち、貸付実行日から起算して5年を経過する日の属する月までに発生し、かつ中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子額のうち、2/3相当額とする。ただし、毎年度交付する補助金の額は円未満切り上げとする。

2 補助金の交付は年1回とし、1回に交付する補助金の額は、前年度の4月1日から翌年3月31日までの期間中に発生し、中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子額に対し、前項の方法で算定した額とする。ただし、第3条の対象期間の最後の月（以下「期間最終月」という。）の属する年度にあっては、4月1日から期間最終月までの期間中に係る利子額に対し、前項の方法で算定した額とする。

3 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更があった場合の補助金の額は、利子の支払額が変更前の額を超える場合は、第1項に規定する額を限度とし、利子の支払額が変更前の額よりも少ない場合は、当該変更後の利子の支払額のうち、同項の規定による方法により算定した額とする。

4 債務の不履行により生じた利息制限法第4条に規定する賠償額は、補助金の算定に含めないものとする。

### (金融機関への委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする受給資格者（以下、「申出者」という。）は、緊急資金の貸付けを受けた金融機関に、交付申請および請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下、「受任者」という。）は、申出者に補助金の交付申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

### (交付の申請)

第6条 受任者は、補助金の金額を確認し、第4条第1項による補助金の金額をとりまとめて、交付申

請書兼実績報告書（様式第1号）に以下の書類を添付して、福井県知事（以下、「知事」という。）に提出しなければならない。

- 一 受取利子額一覧表（別紙）
  - 二 委任状および振込依頼書（様式第2号）
  - 三 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類
- 2 前項における提出期限は、翌年度の4月末日とする。
- 3 2回目以降の交付申請においては、第1項の第2号、第3号の書類の提出を省略することができる。
- 4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

#### （額の確定検査）

第7条 知事は、第6条に基づく申請書の提出があったときには、事業の適正な執行を確保するため、検査を実施するものとする。

#### （交付決定兼額の確定の通知）

第8条 知事は、前条に基づく検査を実施し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）および補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

2 受任者は、前項に基づく交付決定兼額の確定通知を受けたときは、速やかに申出者へ通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第9条 前条第1項の規定のより確定通知を受けた受任者は、知事に対し、請求書（様式第4号）を提出するものとする。

2 知事は、前項に基づく適法な請求書を受領した際は、申出者に対し、補助金を交付するものとする。

#### （補助金の返還等）

第10条 知事は、取扱金融機関または当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該貸付に係る補助金の全部または一部について、これを交付せず、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 取扱金融機関への債務について、早期償還がなされた場合
- 二 この要領またはこの要領に基づく規定に違反したとき
- 三 信用保証協会に対する代位弁済請求があったとき（期限の利益喪失日までの利子補助額については対象外とする。）
- 四 事業を休止または廃止した場合は、補助金の交付請求の有無にかかわらず、当該事業を休止または廃止した日以後において、補助金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する中小企業者等が、補助事業者が行っていた事業を承継し、当該資金の債務もすべて承継したときは、この限りでない。
- 五 その他知事が特に必要と認めるとき

#### （変更届出等）

第11条 申出者は、住所、所在地、商号、代表者、口座名義等の変更があった場合（県内に事業所を有する中小企業者等が当該事業を承継した場合を含む）には、利子補給補助金変更届出書（様式第5号）を、受任者を經由して速やかに知事に届け出なければならない。

(書類の保存)

第12条 申出者および受任者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年2月27日から適用する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 (金融機関所在地)  
(金融機関名)  
(代表者名)

福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書

福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該制度融資に係る利子補給について別紙のとおり実績を報告するとともに、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請兼利子実績額 金 円
2. 添付資料
  - ・受取利子額一覧表 (別紙)
  - ・委任状および振込依頼書 (様式第 2 号)

(様式第2号)

## 委任状および振込依頼書

当社（私）は、（金融機関所在地）

（金融機関名称）

（代表者氏名）

を代理人と定め、福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付要領第5条および第6条に規定する補助金の交付申請および請求に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件補助金の交付を受けるにあたり、福井県に対し、以下の口座へ振り込むことを依頼します。

（振込先口座）

福井県中小企業支援緊急資金の融資を受けた口座

金融機関名： 銀行・信用金庫 支店

口座番号：（普通・当座）

口座名義人：

令和 年 月 日

所在地

企業等名称

代表者氏名

連絡先

金融機関確認印

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ記入（自署）してください。

※口座情報の分かる資料（通帳の写し等）を添付のこと。

(様式第3号)

福井県指令 第 号

(金融機関所在地)

(金融機関名)

(代表者名)

福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付決定兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）第5条の規定により別紙のとおり金 円を利子補給補助金の交付を決定し、併せて同規則第13条の規定により次のとおり額の確定をしたので通知する。

令和 年 月 日

福井県知事

記

1. 交付決定兼交付確定額 金 円
2. 添付資料
  - ・ 交付決定兼確定額一覧表（別紙）

(様式第4号)

令和 年 月 日

福井県知事 様

申請者 (金融機関所在地)  
(金融機関名) 印  
(代表者名)

福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金請求書

令和 年 月 日付け福井県指令 第 号で交付決定兼額の確定の通知があった補助金 円を交付されるよう福井県補助金等交付規則第15条の規定により請求します。

(様式第5号)

令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所 (所在地)

企 業 名

代 表 者 名

福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金変更届出書

このことについて、下記のとおり変更しましたので、福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付要領第11条第1項の規定により届出します。

記

1 変更事項

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後	変更年月日

※変更内容が確認できる資料（登記簿の謄本の写し等）を添付のこと。